



住まい・暮らし

建築確認申請について

本 建築住宅課

建築物を建築(新築・増改築など)するときや、一定規模以上の工作物を築造するときには、建築基準法という最低限の基準を定めた法律を守らなければなりません。この法律ではこの最低限の基準に適合しているかどうか工事の前、工事の最中、工事終了後の3回、建築主事または指定確認検査機関がチェックすることを定めています。

この中で工事の前に必要な手続きが「建築確認申請」です。建築確認申請は、その計画内容(建築物の用途、構造、敷地位置など)について図面などを用いてチェックを行います。一般的に、建築確認申請は設計を依頼した建築士などが代理者として作成、提出を行います。

※建築物の規模、用途、構造、建築場所などによって建築確認申請が不要な場合があります。

安中市狭あい道路整備事業

本 建築住宅課

本市では「安中市狭あい道路の整備に関する要綱」を定めておりますので、建築基準法第42条第2項に該当する道路に接する敷地に建築物を建築する場合、道路とみなされる後退用地の帰属、整備または管理などについて本市と事前協議を行ってください。

安中市木造住宅耐震診断事業

本 建築住宅課

安全で安心して暮らせる地震に強いまちづくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として耐震診断者を派遣し、耐震診断を行います。

※ 申込みできる人

次の条件全てに該当する人(個人に限る)

- ①対象住宅の所有者で、そこに居住している人
- ②市税を滞納していない人
- ③対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人

※ 対象住宅

次の条件全てに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅)
- ②平屋建てまたは2階建て
- ③在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅

※ 診断費用

無料

(ただし、耐震診断者の交通費として一律1,000円の自己負担あり)

※診断する建物の図面がない場合は図面作成費用として別途費用がかかる場合があります。

※申請手続き、申請期間、その他条件などの詳細は、お問い合わせください。

〈 広告 〉



安全なくして会社の繁栄はなし

現場は危険が伴う重機を使う作業ばかり。弊社ではKYミーティングをしっかりと行い、互いに声を掛け合って安全な職場であり続けられるよう、社員一丸となって日々取り組んでおります。

お客様の理想をカタチに

アスファルト舗装工事を主としており、他にも外構工事(エクステリア工事・土間コンクリートブロック工事など)・土木工事と多岐にわたる施工を請け負っております。



アスファルト舗装工事



外構工事



土木工事



建設業の許可 群馬県知事許可(般-5)第25870号
産業廃棄物収集運搬業許可証 群馬県01000241583

株式会社コニシ建設

〒379-0121 群馬県安中市大竹491-1

☎ 027-385-3250

従業員募集中!詳しくはHPをご覧ください

Instagram

HP



住まい・暮らし

安中市木造住宅耐震改修補助事業

本 建築住宅課

安全で安心して暮らせる地震に強いまちづくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として、耐震改修をする工事費などの補助を行います。

※ 申込みできる人

次の条件全てに該当する人(個人に限る)

- ①対象住宅の所有者で、そこに居住している人
- ②市税を滞納していない人
- ③対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人

※ 対象住宅

次の条件全てに該当する住宅

- ①「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づく一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅)
- ③平屋建てまたは2階建て
- ④在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅

※ 対象になる工事

次の条件全てに該当する工事

- ①上部構造評点を1.0以上にする耐震補強工事
- ②所定の資格者が耐震補強設計および工事監理を行う工事

※ 補助金額

耐震補強工事および工事監理にかかる費用の5分の4以内で、限度額115万円

※申請手続き、申請期間、その他補助条件などの詳細は、お問い合わせください。

安中市住宅省エネ改修補助金

本 建築住宅課

市民の省エネ型ライフスタイルの推進と地域経済の活性化を図るため、市内業者を活用した住宅省エネ改修工事を実施する場合、その費用の一部を補助します。

※ 申込みできる人

次の条件全てに該当する人(個人に限る)

- ・市内の住宅に居住している人で、その住所で住民基本台帳に記録されている人(完了報告までに居住予定の人を含む)
- ・補助金の交付の申請時において満18歳に達する人
- ・市税を滞納していない人
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない人
- ・暴力団員等でない人

※ 対象住宅

次の条件全てに該当する住宅

- ・一戸建て住宅
- ・併用住宅(店舗その他事業の用のみに供する部分を除く)
- ・集合住宅の個人専有部分

※ 対象になる工事

次の条件全てに該当する工事

- ・建築物の省エネルギー化または維持保全に資する工事
- ・補助対象経費が5万円(税込)以上の工事
- ・市内業者に発注する工事
- ・所定の期限までに完了報告書類を提出できる工事

〈広告〉

補助金のことも、西毛防水へ。

工事内容に応じ、申請手続きの代理もご相談いただけます。

にしげじゃないよ!!
せいもうぼうすい
西毛防水

外壁塗装と屋根・ベランダ防水の専門家

027-380-5062

西毛防水 安中市



外壁塗装

雨漏り修理

屋根修理

シロアリ

※ 補助金額

補助対象経費に10分の2を乗じて得た額:A

※補助金をUMECAで受け取る場合には、Aに10分の1を乗じて得た額の加算あり

▶ 補助金の限度額

[現金]で受け取る場合 10万円

[UMECA]で受け取る場合 11万円分のポイント

(補助金の算定例)

～補助対象経費が48万円の工事を実施して補助を受ける場合～
「補助対象経費に10分の2を乗じて得た額:A」

480,000円×2/10=96,000円

▶ 現金の場合………

補助金額:96,000円(≦上限額:100,000円)

▶ UMECAの場合…

補助金額:105,000円分のポイント

(≦上限額:110,000円分)

※96,000円分のポイントに9,000ポイント(A×1/10)を上乗せして交付

※ その他

- ▶ 次のいずれかに該当する工事は対象外です。
 - ・すでに着工または完了している工事
 - ・申請者本人が自ら実施する工事
 - ・市の他の制度による補助金の交付対象となる工事
- ▶ 補助金の交付は申請者及び住宅につき、1回限りです。

※申請手続き、期間、その他条件などの詳細はお問い合わせください。

安中市危険ブロック塀等撤去費補助金

本 建築住宅課

ブロック塀などの倒壊による被害を未然に防止するため、道路沿いの危険なブロック塀などを市内業者を活用して撤去する場合、その費用の一部を補助します。

※ 補助金額

- ▶ 補助対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て)
- ▶ 限度額 次の①または②のうち低い額
 - ①5万円
 - ②危険ブロック塀などを撤去する長さの合計に1mあたり1万円を乗じた額

※ その他

- ▶ 次のいずれかに該当する工事は対象外です。
 - ・すでに着工または完了している工事
 - ・申請者本人が自ら実施する工事
 - ・法人所有または管理のブロック塀などの撤去工事
 - ・公共事業などの補償の対象となる工事
 - ・市の他の制度による補助金の交付の対象となる工事

※申請手続き、期間、その他条件などの詳細はお問い合わせください。

市営住宅

本 建築住宅課

※ 入居申込者の資格(次の1～7すべての条件を満たす人)

1. 申込者が成人の人
 - (1)同居できる人は親族に限ります。
親族の範囲は、民法規定の3親等内の血族、配偶者(含内縁)、2親等内の姻族です。
 - (2)次の場合は同居予定親族として認められます。
 - ①婚約されている人
(正式な入居決定には、入籍後の戸籍謄本の提出が必要になります)
 - ②結婚しているのと同様(内縁)と認められる人(住民票で「未届の夫」、または「未届の妻」になっており、戸籍上でもほかに婚姻関係がないことなど)
 - ③安中市パートナーシップ宣誓証明書、ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた人(宣誓証明書または宣誓証明カードの提示が必要になります)
 - (3)正当な理由なく、世帯を不自然にわけて申し込むことはできません。
 - ①夫婦の別居(単身赴任を含む)や夫婦どちらか一方が子どもと申し込む場合は認められません。
 - ②DV被害者に該当する人は、裁判所・女性相談所・配偶者暴力対応機関などの証明書が必要です。
※加害者であった配偶者との同居は認められません。
 - ③現に親がありながら祖父母と未成年の孫だけの申込み、兄弟姉妹(未成年が含まれる)のみの場合など、社会通念上著しく不自然な世帯分離も認められません。
2. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、公営住宅法施行令の定める収入基準に当てはまる人
 - (1)年の途中で転職した人は、転職後の収入を1年分に換算して計算します。
 - (2)収入の基準については、次のとおりです。

一般世帯	収入月額 158,000円まで
裁量階層世帯	収入月額 214,000円まで

収入月額の計算方法

(世帯の所得額－扶養親族控除－特別控除額)÷12=収入月額

※詳細は市ホームページをご覧くださいか、
本 建築住宅課(群馬県住宅供給公社安中支所)までお問い合わせください。

- (3)収入のある人が1人の場合は、次のページの早見表を参考にしてください。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな人
4. 市町村税を滞納していない人
5. 申込者本人および現に同居し、もしくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない人
6. 入居する住宅が決まった後に次の手続きができる人
 - (1)指定日までに敷金(家賃の3か月分)を納入できる人
 - (2)入居可能日から15日以内に入居し、市営住宅に住所の異動をできる人
 - (3)単身入居者は身元引受人1人の身元引受人届を提出できる人
7. 緊急連絡先を確保できる人



住まい・暮らし

※ 収入基準早見表

世帯	所得別 入居者数	単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯	給与支払金額 注1	2,967,999円まで	3,511,999円まで	3,995,999円まで	4,471,999円まで	4,947,999円まで
	事業所得額 注2	1,896,000円まで	2,276,000円まで	2,656,000円まで	3,036,000円まで	3,416,000円まで
裁量世帯	給与支払金額 注1	3,887,999円まで	4,363,999円まで	4,835,999円まで	5,311,999円まで	5,787,999円まで
	事業所得額 注2	2,568,000円まで	2,948,000円まで	3,328,000円まで	3,708,000円まで	4,088,000円まで

※注1 源泉徴収票の支払金額または所得証明書の給与収入金額

※注2 確定申告書控または所得証明書の所得額(総収入から必要経費を差引いた金額)

※裁量階層世帯(高齢者・子育て・障害者等世帯)とは

- ①申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上または、18歳未満の人
- ②申込者に現在同居し扶養している小学校就学前の児童がいる人
- ③申込者または同居者に、1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ④1級または2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人
- ⑤知的障害者でその障害の程度が④と同程度と認められる人
- ⑥難病などによる障害者で、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の規定により厚生労働大臣が定める程度の人
- ⑦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた人
- ⑧海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない人
- ⑨戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている人

※今後、金額は変更になる場合があります。

※ 入居申込みに必要な書類

申込書類名	発行場所	一般世帯	高齢・障害世帯	母子・父子世帯	単身世帯	備考
入居申込書	本 建築住宅課	○	○	○	○	
市税完納証明書	本 税務課	○	○	○	○	
住民票	本 市民課	○	○	○	○	
所得証明書	本 税務課	○	○	○	○	
戸籍謄本	本 市民課			○	○	
単身入居申立書	本 建築住宅課				○	
各種手帳の写し			○			世帯員に障害をお持ちの人がいる場合

※上記の申込み書類以外に世帯状況などにより必要になる書類提出を求める場合があります。

入居申込後、入居までに2～3か月程度期間が必要ですのでご注意ください。空き部屋が無い場合は、順番待ちとなります。

※ 入居決定などについて

家賃	申込みの市営住宅の種類や入居世帯の所得状況により家賃は異なります。詳細は市ホームページをご覧ください。ただ、本 建築住宅課(群馬県住宅供給公社安中支所)までお問い合わせください。
敷金	入居決定時の家賃3か月分を敷金としてお預かりします。
駐車場使用料	1世帯1区画の駐車場使用になります。使用料は、申込みの団地によって異なります。
住居更新料	住居の更新料などの費用負担はありません。
修繕費用負担	お住まいの住居修繕は、原則として本市が費用を負担して修繕します。ただし、畳、襖紙、水道パッキンなどの通常生活における消耗品や入居者の故意または過失によって修繕が必要になった場合は、入居者負担になります。
入居者負担	電気・ガス・水道使用料金および共同施設の維持管理に必要な費用(共益費)など
住居明渡し	次の場合には退去をお願いすることになります。 ①入居資格を偽って入居したとき ②家賃を3か月以上滞納したとき ③近隣に対し迷惑行為を行ったとき ④故意に住宅や共同施設を壊したとき など

空き家について 本 建築住宅課

▶ 空家等の適切な管理 本 建築住宅課

少子高齢化や人口減少などを背景に、適切な管理が行われておらず、安全、防災、衛生、景観等において周辺の生活環境に悪影響を与えている空家等が、市内でも年々増加しています。所有者などは定期的に建物の管理をお願いします。また、適切に管理されていない空家等でお困りの人は、**本** 建築住宅課までご相談ください。

▶ 空家等バンク制度 本 建築住宅課

不動産事業者と連携し空き家を売りたい・貸したい所有者などと、買いたい・借りたいという人を結びつける空家等バンク制度を実施して、空き家の流通促進を図ります。

詳しくは専用サイト【あんなか日和】(<https://www.city.annaka.lg.jp/site/annakabiyori/>)をご覧ください。

また、空家等バンクに登録した物件に対して家財処分を行う場合や、空家等バンクで契約された物件に対してリフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を補助する制度を実施しています。お問い合わせは**本** 建築住宅課まで。

▶ 補助額

- ①家財処分補助金(空家等バンクへ登録時)
家財の処分に係る費用が5万円以上である場合に処分費用の2分の1(上限10万円)
- ②リフォーム工事補助金(空家等バンクで契約時)
リフォーム工事費費用の2分の1(上限20万円)
※若者加算(購入者又はその配偶者が40歳未満の場合、上限40万円)

▶ 空家除却(解体)費補助制度

市民の安全で安心な居住環境を確保し、所有者などによる自発的な空家等の除却を促進するため、空家等の除却工事にかかる費用の一部を補助する「空家除却費補助金」制度を実施しています。お問い合わせは**本** 建築住宅課まで。

- ▶ 補助額 除却費用の2分の1(上限30万円)

▶ 空家リフォーム(改修)費補助制度

空き家を住民同士の交流の場(サロン)などの地域の活性化に資する用途に活用する事業に対し、改修費用の一部を補助する「空家リフォーム事業費補助金」制度を実施しています。お問い合わせは**本** 建築住宅課まで。

- ▶ 補助額 改修費用の2分の1(上限150万円)

▶ 空き家の管理についてのご相談

本市は空き家の適切な管理についてシルバー人材センターと協定を締結しています。空き家の管理、見回り、除草、小修繕等の作業内容・料金について、安中市シルバー人材センター(☎027-380-5112)へお気軽にご相談ください。

マイホーム取得支援金制度

本 地域づくり課

市内への移住を促進し、定住人口の増加による地域活性化を図るため、市内に住宅を初めて取得(相続、贈与、交換による取得は除く)して定住する人に交付します。

市内のアパートから引っ越しする人、中古住宅を取得した人なども、対象になる場合があります。

※ 交付額

基本額のほか、条件に応じて各種加算があります。各種加算の要件に該当する場合は、基本額に加算されます。※交付要件や申請時に必要な書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

— (告 告) —

安中市の **空き家・不動産・土地**
リフォーム・売買 は

株式会社 **Liv art** にお任せください

地域密着ならではの安心と信頼を

株式会社 Liv art
 ☎ 027-381-5703
 営業時間：9時～18時

住所 〒379-0116 群馬県安中市安中 4015 番地 2
 HP <http://www.liv-estate.co.jp> 株式会社 Liv art 検索

S
 s-corporation
 - 未来の住空間を創る -

株式会社 **エス・コーポレーション**
 不動産の **売買 賃貸 仲介 買取**

処分にお困りの不動産をお持ちの方
 ご相談ください

土地(農地)、建物
 買い取りしています
 査定・相談無料

群馬県知事(5)第6299号

安中市安中3830-1
 ☎ 027-380-5446
 URL <https://www.s-corporation.jp>

住まい・暮らし

斎場

すみれヶ丘聖苑 ☎ 027-382-2554

▶ 安中市斎場「すみれヶ丘聖苑」

☎ 027-382-2554

☎ 027-382-1111 (代表)

本 市民課 松 住民福祉課

※ 申込み方法

火葬のため、すみれヶ丘聖苑(火葬場)を利用する人は、事前に電話などでご予約のうえ、**本**市民課または**松**住民福祉課に死亡届を提出するときに申し込んでください。

斎場等施設(式場、待合室)を利用する人も死亡届と同時に申し込んでください。

市役所が休日のときは、**本**および**松**委託業者が対応します。

式場、待合室の使用整理のため、2~3人の人員を派遣してください。

犬猫等小動物の火葬申込みは、希望日当日の午前8時30分からすみれヶ丘聖苑が、電話で予約を受け付けます。

人体の火葬が優先されますので、当日の利用状況により使用できない場合がありますが、ご了承ください。

※ 施設の休業日

友引の日

1月1日、1月2日

※ 式場等の利用について

式場では、告別式が行えます。

飲食をする場合は、待合室を使用してください。

小式場とは、大式場を200平方メートルかつ120席以下で使用する場合があります。

※ 使用料

※今後、金額は変更になる場合があります

施設の名	種 別	単 位	使用時間	使用料	
				市 民	市民以外
火葬場	12歳以上の死体	1体		無料	35,000円
	12歳未満の死体	1体		無料	20,000円
	生後1月未満の死体および4月以上の死胎	1体		無料	10,000円
	手術肢体、胞衣等	1個		3,200円	15,270円
	待合室	和室	1回	3時間	1,070円
式場	小式場	1回	3時間	10,690円	32,080円
	大式場	1回	3時間	21,380円	64,160円
待合室	洋室	1回	3時間	1,070円	3,200円

施設の名	種 別	単 位	使用時間	使用料	
				市 民	市民以外
犬猫等小動物	小15キログラム未満	1頭		5,340円	21,380円
	大15キログラム以上	1頭		7,480円	32,080円

市営墓地

すみれヶ丘聖苑 ☎ 027-382-2554

▶ 安中市営すみれヶ丘霊園

安中市営すみれヶ丘霊園は、本市の長年の課題であった市営墓地として、市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するために整備いたしました。

社会情勢の変化や家族形態の変化に伴う核家族化や少子高齢化などでお墓の承継が困難となるなど、墓地に対する需要が多様化している中で、従来通りの区画墓地に加え、納骨堂及び合葬墓の3種類の墓地を整備いたしました。豊かな自然に囲まれ、故人を偲ぶ場のみならず、参拝者にとっても憩いの場となるような、景観豊かな市営墓地を目指しております。

※ (1) 区画墓地

▶ 指定された区画に墓石等を建立し、焼骨を納める一般的な墓地。使用料のほかに年間管理料の納付が必要です。

区 分	面 積	区画数	永代使用料	年間管理料
第1種 (第A号地)	5.0㎡ (間口2.0m×奥行2.5m)	100区画	300,000円	3,850円
第2種 (第B号地)	3.0㎡ (間口1.5m×奥行2.0m)	260区画	200,000円	2,310円

▶ 使用対象者

▶ 安中市に住所がある方で、使用許可を受けてから3年以内に墓石等を建立することができる方

※ (2) 納骨堂

▶ 15年の期限付きでロッカー式の納骨壇に、焼骨の入った骨壺を納める墓地

区 分	収蔵できる焼骨数	区画数	使用料	使用期間
1壺用	焼骨1体	420区画	100,000円	15年
2壺用	焼骨2体	100区画	150,000円	15年

▶ 使用対象者

下記のいずれかに該当する方

▶ 安中市に住所があり、親族の焼骨を有している方
▶ 死亡時に安中市に住所があった方の焼骨を有している方

※ (3) 合葬墓

- ▶ 焼骨を他の方の焼骨と区別せずに、同じ場所にて永久的に納める墓地。
- ▶ 既にお持ちの焼骨を収蔵する場合、または、自身が亡くなった後のための申請を事前しておく場合(生前登録)の2通りの申し込みができます。

区分	収蔵できる焼骨数	区画数	永代使用料	使用期間
合葬墓	焼骨1体	数千体分	50,000円	永年

▶ 使用対象者

既にお持ちの焼骨を収蔵する場合

下記のいずれかに該当する方

- ▶ 安中市に住所があり、親族の焼骨を有している方
- ▶ 死亡時に安中市に住所があった方の焼骨を有している方

生前登録

- ▶ 安中市に住所がある方

道路の維持管理

本 土木課 松 松井田振興課

▶ 道路(市道)を使用・掘削工事などをするとき

本 土木課 松 松井田振興課

次のような場合は、必ず事前に本市に申請し、許可が必要になります。また、水路などの使用・工事についても同様です。

- (1) 出入り口のための縁石・ガードレールの移設や歩道の切り下げなど、道路構造物の工事(道路工事施工承認申請など)
- (2) 道路上に工事用足場などを設置するとき(道路占用許可申請など)
- (3) 排水を側溝、用排水路につなぐとき(道路占用許可申請など)
- (4) 水道管、排水管、ガス管などの埋設工事(道路占用許可申請など)

▶ 道路(市道・水路)との境界確認(確定)

本 土木課 松 松井田振興課

市道(法定外公共物を含む)に接している土地との境界を確認(確定)する際の申請です。測量業者などを通じて申請してください。

その後、申請者は、市職員および関係者などで現地での境界立ち会いを行い、境界を確認(確定)します。

▶ 道路の維持管理

本 土木課 松 松井田振興課

道路は、国道、県道、市道、私道の4種類にわけられ、国道については国、県道については県、市道については市、私道については個人が維持管理を行っています。

道路(市道)、橋、側溝など、本市の管理する施設が壊れていたら本 土木課または松 松井田振興課にお問い合わせください。

なお、国道については国土交通省高崎河川国道事務所碓氷出張所(☎027-393-1527)、県道については安中土木事務所(☎027-382-1350)にお問い合わせください。

▶ 主な業務内容

- 本 土木課庶務係…市が管理する道路、水路の事務手続きに関すること。
- 本 土木課工務係…市が管理する道路、水路の市が行う工事に関すること。
- 本 土木課維持管理係…市が管理する道路、水路の簡易な維持補修、除草作業に関すること。
- 松 松井田振興課土木係…松井田地区内の一般土木事業、原材料支給、道路占用、境界立会に関すること。

防犯対策設備を購入・設置する費用を補助します(65歳以上の人)

本 危機管理課 松 松井田振興課 ☎027-382-1111

【補助対象となる設備】

- ①家庭用防犯カメラ
- ②家庭用カメラ付きインターホン
- ③特殊詐欺電話対策装置またはその機能が付いた電話機



自動車運転免許の自主返納で暮らしをお得に(65歳以上の人)

▶ 運転経歴証明書の発行手数料が無料

安中交通安全協会 ☎027-382-0211

安中交通安全協会で自動車の運転免許を自主返納すると、運転経歴証明書の発行手数料が無料です。顔写真付きの身分証明書として、銀行などで使用できます。

▶ 運転経歴書の提示で協賛店のサービスがお得に

群馬県道路管理課交通安全係 ☎027-223-1111

- ・車の買取金額アップや特典
- ・メガネや補聴器購入時の特典
- ・シニアカー、自転車購入時の特典



シニアカーの購入費用を補助します(65歳以上の人)

本 危機管理課 松 松井田振興課

自動車運転免許を返納した後の外出を補助するため、シニアカー(JIS規格T9208に適合するもの)の購入費用を補助します。購入前に必ずご相談ください。



災害時土砂等撤去費補助金

本 危機管理課

自然災害により住宅敷地等に土砂等が流入し生活に支障をきたす場合、被災者の負担軽減と早期の生活再建を図るため、自力で応急措置をとることが困難な人に対し、土砂等の撤去に要した費用の一部を補助します。補助金の交付には、申請手続、申請期間、補助対象者、補助対象経費など所定の条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

▶ 補助金額 補助対象経費の1/2(上限20万円)

公共交通

本 都市計画課

※ あんバス(市委託路線)

路線名(市委託路線)	主な経由地
北シャトル	安中榛名駅～安中駅～板鼻エリア
南ループ(碓氷病院先回り)	安中駅～碓氷病院～磯部駅～安中駅
南ループ(磯部駅先回り)	安中駅～磯部駅～碓氷病院～安中駅
松井田安中シャトル	松井田庁舎～安中駅

所 (株)ボルテックスアーク ☎027-381-1919

日曜・祝日12/30～1/3は運休

1乗車 300円(統一運賃)

※あんバスではお得な乗り放題券(バスホーダイ)があります。

1日券 500円 1か月券 5,000円

3か月券 10,000円

※ その他バス路線

路線名	主な経由地
安中駅・安中市役所線	安中駅～新島学園～安中市役所

所 (株)群馬バス(榛名営業所) ☎027-374-0711

路線名	主な経由地
横川駅・軽井沢線	横川駅～軽井沢駅

所 JRバス関東(株)(小諸支店) ☎0267-22-0588

※ あんなカー(市委託路線)

あんなカーはAIを活用したデマンド型交通です。

デマンド運行	安中エリア
デマンド運行	松井田エリア

※共通ポイントによる乗り継ぎ可

所 予約センター ☎03-4335-9338

午前8時から午後6時まで運行

(日曜・祝日および12/30～1/3は除く)

1乗車 300円

※ 鉄道・タクシー

路線名	駅名
JR北陸新幹線	安中榛名駅
JR信越本線	安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅、横川駅

所 JR東日本お問合せセンター ☎050-2016-1600

タクシー	問い合わせ先
安中タクシー(株)	027-381-0470
榛名観光タクシー(有)(安中営業所)	027-381-1277
上信ハイヤー(株)(安中営業所)	027-382-2323
高崎駅構内自動車(株)(磯部営業所)	027-385-6850
ツバメタクシー(有)	027-393-1181

※路線等によっては、運休日および臨時運休があります。また、運賃などは変更になる場合があります。運行事業者にお問い合わせのうえご利用ください。

〈 広告 〉

地域社会とともに
快適で、地球環境に優しい
建物づくりを目指します。



建設プロダクト  ヤマト

群馬県前橋市古市町118 〒371-0844
TEL.027-290-1800(代) www.yamato-se.co.jp



